

公益社団法人北海道社会福祉士会 新型コロナウイルス感染防止に係る参集時ガイドライン

公益社団法人北海道社会福祉士会

I. 当ガイドラインの目的

本ガイドラインは、国・道・市町村の方針などに基づき、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」）が会議・研修等を実施するにあたり、現時点における留意すべき事項をまとめたものです。

本会の会議・研修主催者は、各々参加者・関係者への新型コロナウイルス感染並びに感染拡大を防止するための対策を講じ、以下に掲げる内容を踏まえ、会議・研修の特性を勘案した上で、感染防止のため実施すべき事項や参加者が順守すべき事項を予め整理し、関係者や参加者に周知して下さい。

II. 講じるべき具体的な感染防止策

1. 会議・研修の企画運営にかかる感染防止対策

(1) 総論

会議・研修等主催者は、会議・研修等を企画・運営するにあたり、以下に留意する必要があります。

- ① 来場者が多数になることが見込まれる場合は、道から示される対応に基づき、実施する際の感染防止対策について検討します。
- ② 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスクの着用、会話の適宜抑制等、複合的な感染防止対策の実施に努めます。

(2) 身体的距離の確保

主催者は企画にあたって、参加者および関係者が身体的距離（「最低 1 m ・できるだけ 2 m」の確保のこと）を確保し、密集を回避する方策や密な状況を発生させないようにする必要があります。また、距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等、距離をおくことと同等の効果を有する措置を講じます。その他、以下のような対策を講ずる必要があります。

（参加者の身体的距離の確保）

- ① 参加者の人数制限は、道知事の示す基準に従います。
- ② 座席の最前列席は説明者登壇場所等から十分な距離をとり、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を一席空ける、または距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めます。（できるだけ 2 m 以上）
- ③ 余裕をもった入場・退場時間及び休憩時間を設定します。

（関係者の身体的距離の確保）

- ① 説明等で登壇する場合、登壇中も身体的距離を確保できるよう、立ち位置・座席位置を工夫します。
- ② 関係者間で身体的距離を確保できるよう、関係者人数を最小限に抑えます。
- ③ 事前準備や撤去等においても十分な時間設定を行い、控室等において密なスペースとなることを防ぐようにします。

(3) マスク着用

全参加者、関係者はマスク着用とします。なお、万一参加者がマスクを忘れた場合のため、**事**

事務局から予備用マスクを配布しますが、主催者は参加者に必ずマスク持参を周知徹底して下さい。

(4) 手指衛生

主催者は以下に配慮して手洗い場所を確保する等、参加者が必要に応じて手洗いを行えるよう準備します。

- ① 手洗い場には石鹸が常備されているか、常備されていない場合はポンプ式石鹸を用意します。
- ② 参加者に手拭きのため各自ハンカチを準備するよう周知します。(会場に常備されているタオルや手指乾燥設備は使用しない)
- ③ 会場にアルコール消毒剤を準備します。(アルコール消毒剤は予め事務局から配布します。)

(5) 場内換気

会場内は換気の悪い密閉空間とならないよう、会場管理者の指導の下、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転すること、定期的に二方向の窓を開け、外気を取り入れる等の方法で換気を行うことが考えられます。

ただし、外気温が高くなる夏季においては、換気により室内気温が高くなり熱中症発生の可能性も高くなるため、換気と冷房を適宜併用して下さい。

(6) 登壇がある場合の衛生管理

説明においてマイクを使用する場合、飛沫感染の可能性があるため必ずマスクを着用し、マイク使用前後は手指を消毒して下さい。

(7) 受付

- ① 受付担当者は、参加者と直接会話するため、必ずフェイスシールドを着用します。(フェイスシールドは予め事務局から配布します。) フェイスシールドは使い捨てとします。
- ② 受付において、次の内容に該当する者は参加できない旨掲示をします。
 - ・発熱・咳・下痢などの症状がある人
 - ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合や、濃厚接触者の連絡があった場合
 - ・過去14日以内に入国制限、入国後の経過観察を必要とされている国地域への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある人
- ③ パンフレットやチラシの配布を行う場合は、ビニール手袋を着用して下さい。(ビニール手袋は予め事務局から配布します)

(8) 休憩、待機スペース

会議・研修等を開催する箇所のロビーや休憩スペース、関係者控室等は感染リスクが比較的高いと考えられ、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 広さを考慮し、参加者が集中して密になることを避けるようにします。(身体介助が必要な方を介助する場合を除きます)
- ② 広さにゆとりを持たせることが難しい場合は、一時的に利用する人数を制限する等の措置をとります。
- ③ 室内で不特定多数の手が触れることが多い箇所はこまめに消毒します。
- ④ 常に換気扇を作動させる、換気用の小窓を開ける等により換気を行います。
- ⑤ 対面での会話を避けるようにします。
- ⑥ 飲食の際は座席配置に注意し、対面になることを避けるようにします。

(9) トイレ

「手指衛生」の項目に準じます。

会場設備に手指乾燥設備がある場合でも、参加者にはハンカチ持参を周知します。

(10) 清掃、ごみの廃棄

鼻水、唾液等の付着したごみはビニール袋に入れて口を縛り、密閉します。

清掃を行う際はビニール手袋を着用（ビニール手袋は予め事務局から配布します）し、作業を終えた後は流水と石鹸で手を洗います。

(11) 保健所との関係

主催者は感染の疑われる者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、予め所轄の保健所を確認して下さい。感染者が発生した場合は直ちに保健所へ連絡し、更に本会事務局へ連絡して下さい。

2. 参加者に対する感染防止対策

(1) 事前対策

主催者は、参加者募集に際し、感染拡大防止のために参加者に遵守すべき事項を明確にし、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者や関係者の安全を確保する必要があることから、参加を取り消したり、途中退場を求めたりする事があることも周知して下さい。

また、参加者が所属する施設等から、必ず承諾を得るよう周知して下さい。（所属施設等から主催者側に対する問い合わせには回答しますが、承諾を得ることは参加者自身で行っていただきます。）

(2) 当日の対策

① 周知広報

参加者に対して以下について広報・周知を行います。

- 咳エチケット・マスク着用・手洗いの徹底
- 身体的距離の確保
- 当日朝の検温、健康状態のチェック、不調時の欠席連絡等

② 有症状者等

身体不調の場合、感染や感染が疑われる場合は参加しない（参加できない）旨周知して下さい。

③ 集合時間等

入室前に参加者がロビー等に集中して密空間になることを避けるため、時間に余裕をもって移動する周知や、入室可能時間帯を広く持つ等の工夫をして下さい。

④ 受付時・入場時

受付時は参加者の身体的距離を確保できるように周知して下さい。また、入場の際も参加者同士が近接して密空間にならないよう、前の人との間隔を空けるよう周知して下さい。

⑤ 密集の回避策

特に休憩時はトイレやロビー等が混雑することから、会場室内の適宜利用等、密空間を避けるようにして下さい。

⑥ 会話等

大声での会話は控えるようにします。

⑦ ごみ

参加者が出したゴミ（弁当がら、空ペットボトル等）は、参加者が持ち帰ることとします。（会場にゴミ箱が設置されている場合でも、自分が出したゴミは必ず持ち帰るよう周知）

(3) 参加者管理

主催者は、参加者の氏名・年齢・住所・電話番号等を把握し、名簿を作成しておきます。（通常、事務局申込の場合は、事務局において参加者名簿を作成し、当日受付用等に情報共有します）

参加者に対しては、申込に際してこれらの情報が保健所から公的機関に提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には厳重に注意する必要があります。

(4) 参加者に感染が疑われる者が発生した場合

- ① 感染が疑われる者が発生した場合、直ちにマスクを着用させた上で隔離等を行い、人との接触をできるだけ避けます。必要に応じて（可能な限り）直ちに帰宅させ、自宅待機とし

ます。

- ② 対応する関係者は、マスク・フェイスシールド・手袋を着用します。また対応前後に手洗い・手指消毒を実施します。
- ③ 速やかに管轄保健所へ連絡し、指示を受けて下さい。保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

3. 関係者に対する感染防止対策

主催者は関係者に対して以下のような適切な感染防止対策を講じることが必要です。

(1) 事前対策

- ① 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を関係者に対して周知徹底します。
- ② 準備段階においても、十分な感染防止対策を講じます。

(2) 当日対策

① 周知・広報

関係者に対して以下について広報・周知を行います。

- 咳エチケット・マスク着用・手洗いの徹底
- 身体的距離の確保に努めることの徹底

② 関係者の健康管理と衛生の促進

- 有症状者は参加させないようにします。
- 自宅で検温を行うことを義務付け、発熱がある場合は直ちに自宅待機とし、必要に応じて保健所は医療機関への相談や受診を促します。
- 必ずマスクを着用するとともに、手洗いを徹底します。登壇者の登壇時等、マスク着用ができない場合は他者との身体的距離を確保します。
- 手指消毒剤による消毒を徹底します。
- 会場設備は操作・取扱いを行う者を極力限定するようにします。

(3) 関係者の管理

主催者は、関係者の氏名・年齢・住所・電話番号等を把握し、名簿を作成しておきます。

関係者に対しては、申込に際してこれらの情報が保健所から公的機関に提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には厳重に注意する必要があります。

(4) 関係者に感染と疑われる者が発生した場合

- ① 感染が疑われる者が発生した場合、直ちにマスクを着用させた上で隔離等を行い、人との接触をできるだけ避けます。必要に応じて（可能な限り）直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- ② 対応する関係者は、マスク・フェイスシールド・手袋を着用します。また対応前後に手洗い・手指消毒を実施します。
- ③ 速やかに管轄保健所へ連絡し、指示を受けて下さい。保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- ④ 発熱等の症状により自宅で療養することになった場合は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとし、検査結果が陰性であった場合でも、症状が改善してから最低 48 時間は外出せず、当該会議研修等に参加させないものとし、

参考に「感染者発生連絡シート」を添付しました。感染者発生時は必ず様式にて報告して下さい。

(※本文作成参考：公益社団法人日本青年会議所「カンファレンス開催ガイドライン」)

(参考)

感染者発生連絡シート

会議・研修名			
主催	(委員会名)	(責任者)	
実施日			
実施場所			
感染者			
氏名			
電話番号			
住所			
連絡日時	年	月	日 午前・午後 時 分
連絡受信者			
症状・状況など			
検査結果			
検査日	年	月	日
結果	陽性	・	陰性
報告欄			
事務局受付	年	月	日
受付者			
正副報告日	年	月	日 メール・チャット・電話
指示事項等			